

倉敷市中央斎場施設整備事業 実施方針策定の見通しについて

令和元年5月29日

倉敷市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第15条第1項及びPFI法施行規則第2条の規定に準じ、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
倉敷市中央斎場施設整備事業	設計・建設期間（開業準備期間含む）：3年 運営期間：15～20年	倉敷中央斎場の施設整備， 運営，及び維持管理業務，並 びに既存施設の解体業務	岡山県倉敷市福田町福田 434番地1	令和元年11月 （予定）